

議案第7号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年11月8日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮本和宏

専決第1号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月11日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮本和宏

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(令和元年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末手当の額(この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の5を乗じて得た額(この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当を支給しない。